

国民健康保険診療所事業会計予算

平成24年度 恵那市国民健康保険診療所事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度恵那市国民健康保険診療所事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 恵那市国民健康保険三郷診療所

(1) 外 来	年間延べ患者数	3,797人
	1日平均患者数	15.5人
(2) 主要な建設改良事業	施設改修事業	700千円
	医療機器備品購入事業	750千円

2 恵那市国民健康保険飯地診療所

(1) 外 来	年間延べ患者数	5,782人
	1日平均患者数	23.6人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	5,150千円

3 恵那市国民健康保険岩村診療所

(1) 外 来	年間延べ患者数	15,778人
	1日平均患者数	64.4人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	8,250千円

4 恵那市国民健康保険山岡診療所 (医科)

(1) 外 来	年間延べ患者数	8,648人
	1日平均患者数	35.3人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	1,260千円

5 恵那市国民健康保険串原診療所

(1) 外 来	年間延べ患者数	1,127人
	1日平均患者数	22.1人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	750千円

6 恵那市国民健康保険山岡診療所（歯科）

(1) 外 来	年間延べ患者数	6, 0 5 1人
	1日平均患者数	2 4. 7人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	7, 2 0 0千円

7 恵那市国民健康保険上矢作歯科診療所

(1) 外 来	年間延べ患者数	4, 1 1 0人
	1日平均患者数	1 8. 6人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	3, 2 4 0千円

8 恵那市透析センター

(1) 外 来	年間延べ患者数	3, 1 2 0人
	1日平均患者数	2 0. 0人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	7 5 0千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 診療所事業収益		6 7 3, 2 0 0千円	
第1項 医 業 収 益		5 3 4, 2 0 0千円	
第2項 医 業 外 収 益		1 3 9, 0 0 0千円	
	支	出	
第1款 診療所事業費用		6 7 3, 2 0 0千円	
第1項 医 業 費 用		6 6 6, 4 0 0千円	
第2項 医 業 外 費 用		5, 8 0 0千円	
第3項 予 備 費		1, 0 0 0千円	

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14, 000千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 336千円、過年度分損益勘定留保資金12, 664千円で補てんするものとする。）

	収	入	
第1款 資本的収入			24,500千円
第1項 出 資 金			24,500千円

	支	出	
第1款 資本的支出			38,500千円
第1項 建設改良費			28,050千円
第2項 企業債元金償還金			10,450千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した経費の予定額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 352,300千円

(他会計からの補助金)

第8条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりと定める。

(1) 経営基盤強化対策に要する経費、地方公営企業に係る子ども手当に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,869千円である。

(2) へき地直営診療所運営のため、国民健康保険事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,000千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、176,400千円と定める。

平成24年2月27日 提出

恵那市長 可知義明

